

◎新潟県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 室谷津川線
- 3 道路の区域

| 区 間                   | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長      |
|-----------------------|------|--------------|----------|
| 東蒲原郡阿賀町豊川字木戸口甲337番1から | 新    | 9.2～12.0メートル | 54.9メートル |
| 同郡同町豊川字木戸口甲271番1まで    | 旧    | 9.2～11.7メートル | 54.9メートル |

備考 路線の重用

一部区間県道柴倉津川線と重用